平成２５年（フ）第４４号
山形県鶴岡市文下字村ノ内109番地
債務者　佐藤　　實
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　充崇
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１６３号
富山県南砺市吉江中695番地
債務者　ヨコヤマサービスこと　横山　健治
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木田　秀直
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第９４号
栃木県小山市中央町２丁目９番14号
債務者　小倉登美子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿村　庸平
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第９６号
栃木県佐野市戸奈良町81番地１
債務者　三関　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　正毅
4　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第９７号
栃木県佐野市大橋町3222番地２　マインズハイツ201号室
債務者　三関　英幸
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　正毅
4　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第９９号
栃木県佐野市戸奈良町81番地１
債務者　三関　英二
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　正毅
4　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第９３４号
東京都小平市学園東町１丁目20番９号
債務者　渡辺　功一
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘康
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２７号
群馬県伊勢崎市稲荷町339番地
債務者　中島　千帆（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　信二
4　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４４号
岐阜市琴塚４丁目３番11号
債務者　坂井　義典
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　雅雄
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月25日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４５号
岐阜市野一色８丁目13番９号
債務者　坂井　保**隆**
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　雅雄
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月25日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１００９号
東京都東村山市恩多町４丁目２番地28ＡＳＡ東村山東部
債務者　梶沼　義尚
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　弘毅
4　破産債権の届出期間　平成25年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４６０号
広島市安芸区船越１丁目49番８号
債務者　小川　晃次
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６１号
広島市安芸区船越１丁目49番８号
債務者　お好み焼どん兵衛こと　小川美津子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１９号
群馬県高崎市八千代町４丁目１番14号
債務者　伊藤　一貴
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１３３８号
福岡市博多区板付７丁目１番６－802号
債務者　林田　博也
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部